

ハラスメントに対する
危機管理
ハンドブック

国際ロータリー第 2650 地区危機管理委員会

目 次

- 第1章 概要
- 第2章 ハラスメントとは
- 第3章 ハラスメントのない環境を作る
- 第4章 ハラスメントに関するロータリー章典の規定
- 第5章 ハラスメントが起きてしまったら
- 第6章 不祥事の公表とマスコミ対策
- 第7章 シナリオ演習

第1章 概要

ロータリーは、いかなる形であれハラスメントのない環境を維持することに力を注いでいます。ハラスメントには、同意なく身体に触れる、誘いかける、不適切なコメントを述べるといった言動が含まれます。ロータリーの会合、行事、活動に参加するすべての人は、全参加者の安全、礼儀、尊厳、尊重を大切にする環境を築くことに努めなければなりません。

クラブ、地区、ゾーンのリーダーは、会員がそれぞれ異なる信条や価値観をもっていることを尊重しつつ、ロータリーの寛容の原則を適用するために配慮する必要があります。ロータリー行動グループと親睦活動グループのリーダーも、ロータリーの原則を反映した安全で開放的な環境で会合や行事を行うために適切な判断を働かせる必要があります。会員は「ロータリアンの行動規範」に従うことが求められます。

「ロータリアンの行動規範」

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

- 1) 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
- 2) 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
- 3) 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
- 4) ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
- 5) ロータリーの会合、行事、および活動においてハラスメントのない環境を維持することを支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントを報告した人への報復が起こらないよう確認する。

「ロータリアンの行動規範」は、すべての国と文化の会員に適用されます。文化的な習慣や規範はさまざまですが、常に適切な言動をわきまえ、自分の発言や行動を受ける側の気持ちや反応に敏感であることは、どの文化でも大切です。

ハラスメントに関する法律は国によって異なるため、地元の法律を調べ、これを守ってください。このコースでは、ロータリーの方針を基にハラスメントに対処する方法を紹介しています。ハラスメントが起きた場合に警察に連絡し、何らかの措置が必要かどうかを判断する責任は、あなた自身にあります。青少年、または青少年と接する大人がかかわるハラスメントの申し立ては、「ロータリー青少年保護の手引き」に沿って対処してください。

第2章 ハラスメントとは

ロータリーは、すべての人に安全で、楽しく、差別のない環境をつくるために、ハラスメントに関する方針を定めています。この方針で「ハラスメント」とは、個人またはグループを特性（年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会・経済的地位、文化、性別、性的指向、性自認）に基づいて、言葉または身体的に、中傷、侮辱する言動、または攻撃的な言動を指すと定義されています。

ハラスメントの例

ハラスメントはさまざまな形を取りますが、以下はその例です：

- 口頭または文面で侮辱的な言葉を使うこと（Eメールやソーシャルメディアを含む）
- いじめ（上記に挙げた特徴に基づく口頭または身体的な脅しや威嚇を含む）
- ソーシャルメディアやEメールでの中傷的なコメント
- 噂話やゴシップ（その人の評判を落としかねない私生活に関する侮辱的なコメントを含む）
- 相手の動きを意図的に妨げること
- ある人の性生活や性的経験について質問したりコメントしたりすること
- 相手の特徴（上記参照）に関する冗談や中傷的な言葉
- 同意のない身体的接触（体に触れること、抱擁、つねることなど）またはそのような接触を与えることの脅し
- ある人の魅力や容姿に関する一方的なコメント
- じろじろ見たり、口笛を吹いたりすること
- 性的な示唆を含む、または侮辱的な、言葉、物、写真、記事、手紙、Eメール、テキスト、ウェブサイトを使用、表示、シェアすること
- 年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、性自認への言及すべてのリーダーがあらゆるハラスメントの申し立てを深刻に受け止め、適切に対処することが重要です。

第3章 ハラスメントのない環境をつくる

会合や親睦行事でハラスメントのない環境をつくるには、全会員の協力が必要とされます。ガバナー、ガバナー補佐、各委員長をはじめとする地区リーダーは、クラブと協力しながら、すべての人にとって安全で、礼儀と尊重を重んじる環境を維持しなければなりません。ロータリー行動グループと親睦活動グループのリーダーも、同じ基準に従う必要があります。

以下は、クラブと地区のリーダーが取ることのできる、ハラスメントのない環境づくりのステップです。ロータリー行動グループと親睦活動グループのリーダーも、グループの構成や活動について以下のステップを取るべきです：

1. ハラスメントのない環境に関するロータリーの方針（最後にある方針全文を参照のこと）についてクラブ理事会で話し合い、この方針を会員に伝える方法を検討する。
2. クラブ協議会でこの方針について話し合う。センシティブな話題となる可能性があるため、事前に話し合いのルールを決めておくとい良いでしょう（例：「自分の体験や感情を率直に話す」「不明な点があれば質問する」など）。
3. 過去のハラスメントの事例を示し、そのような言動が容認されないことを会員に明確に伝える。
4. ハラスメントを一切容認しないというロータリーの姿勢を強調する。
5. ハラスメントが起きた場合に会員が声を挙げ、必要であれば警察やクラブ・地区リーダーに安心して報告できる環境を築く。
6. ハラスメントの報告があった場合にクラブと地区のリーダーがどう対処するかを、会員に知らせておく。
7. ハラスメントのない環境づくりは全会員の責務であることを強調する。

安全でハラスメントのない環境を築いてはじめて、「より良い地域社会を築くために多様な人びとがつながる」というロータリーの理念を実践できます。

第4章成人のハラスメントに関するロータリー章典の規定

成人のハラスメントに関する規定は、下記のようにロータリー章典の中で多く見られます。2019年1月理事会で、ロータリアンの行動規範にハラスメントに関する第5項が追加され、それに伴い、ロータリー活動の中でハラスメントのない環境を維持し、ロータリアンがその研修を受講することが定められています。さらに、2021年11月には、DEIに関する行動規範も決定されています。

成人のハラスメントに関するロータリー章典の規定

- 8.030.2. ロータリアンの行動規範 (Rotarian Code of Conduct)
- 26.120. 会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境
- 26.120.1. 成人のハラスメント方針に関する研修
- 26.140. 行動規範(Code of Conduct)
- 41.050.7. 国際ロータリーへの報告
- 41.050.19. ボランティアの研修
- 41.060.3. RYLA ファシリテーター

第8条 クラブのプログラム

8.030.2. ロータリアンの行動規範 (Rotarian Code of Conduct)

ロータリアンが使用するために次の行動規範が採択された。

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

- 1) 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
- 2) 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
- 3) 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
- 4) ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
- 5) ロータリーの会合、行事、および活動においてハラスメントのない環境を維持すること
を支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントを報告した人への報復が
起こらないよう確認する (2019年1月理事会会合、決定 119号)。

第26条 国際ロータリー

26.120. 会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境 (Harassment-free Environment at Meetings, Events, or Activities)

ロータリーは、ハラスメントのない環境を維持することに力を注いでいる。ハラスメントとは大まかに定義すると、個人またはグループを、あらゆる特性（年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認）に基づいて、言葉であれ身体的であれ、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す。

すべての会員およびロータリーの会合、行事、または活動に出席または参加する個人は、ハラスメントのない環境を期待すべきであり、安全、礼儀、品格、およびすべての人への尊敬を促す環境を維持するよう援助するものとする。青少年と接する成人は、ロータリー章典第2.120.節に概説されている方針の対象となる。

犯罪行為の申し立てはすべて地元の管轄の警察署に伝えるべきである。

クラブ理事会、地区、またはゾーンのリーダーは、ハラスメントの申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。

クラブのレベルでは、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、クラブ理事会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。違反の申し立ての対象者がクラブ理事会のメンバーである場合は、自ら審査から外れることが期待される。審査および／または捜査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てがクラブによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて地区ガバナーに伝えることができる。

地区のレベルでは、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、ガバナーまたはこの件のためにガバナーに任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。地区ガバナーが違反の申し立ての対象者である場合は、直前ガバナー（または直近の過去ガバナー）が直接、または本件に関する委員会を任命することにより、申し立てを審査して回答するものとする。地区ガバナー、ガバナーエレクト、およびガバナーノミニーによるハラスメントの申し立ては、すべて2週間以内に事務総長に通知するものとする。審査および／または捜査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てが地区によって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いてRI理事に伝えることができる。

ガバナー、ガバナー補佐、委員会委員長を含む地区リーダーは、ハラスメントのない環境を作るためにクラブと協力するよう奨励されている。地区リーダーはまた、行動規範を設定し、クラブ内、会員同士、およびロータリーのほかの参加者に対するハラスメントの対処と予防の方針を確立するためにクラブと協力すべきである。

ゾーンのレベルでは、ロータリーの会合、行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、RI理事またはこの件のためにRI理事に任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。違反の申し立ての対象者がRI理事である場合は、RI会長が任命する別の現または元RI理事が申し立てを審査して回答するものとする。RI理事、理事エレクト、および理事ノミニーによるハラスメントの申し立ては、すべて2週間以内にRI会長に通知するものとする。ハラスメントの申し立てがゾーンによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いてRI理事に伝えることができる。

ロータリー学友、ロータリー行動グループおよびロータリー親睦活動に関して、ロータリー学友、ロータリー行動グループおよびロータリー親睦活動のリーダーは、ハラスメントの申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。行動グループまたは親睦活動の行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、行動グループまたは親睦活動、あるいは行動グループまたは親睦活動の委員長により任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。ロータリー学友、ロータリー行動グループまたは親睦活動の委員長またはその他のリーダーが違反の申し立ての対象者である場合は、直前委員長（または直近の委員長）が直接、または本件に関する委員会を任命することにより、申し立てを審査して回答するものとする。違反の申し立ての対象者が行動グループまたは親睦活動の理事会のメンバーである場合は、自ら審査から外れることが期待される。審査および／または捜査は、行為の深刻度および広汎性を含む状況に応じて異なるものとする。ハラスメントの申し立てがロータリー学友、ロータリー行動グループまたは親睦活動によって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いてRI理事に伝えることができる。

クラブ、地区、およびゾーンのリーダーは、深刻かつ広範囲におよぶハラスメントならびにその結果生じた会員身分の終結について事務総長に報告しなければならない。クラブまたは地区がハラスメントの調査結果への適切な対応を怠った場合、RI理事は適切な措置を

求めてRI理事会に通知するものとする。そのような措置には、クラブの終結またはその他の適切な制裁が含まれる可能性がある。

ロータリー学友、ロータリー行動グループおよびロータリー親睦活動は、ハラスメントの申し立てを申し立ての対象者のクラブ会長および地区ガバナーに報告しなければならない。ロータリー学友、ロータリー行動グループおよびロータリー親睦活動がハラスメントの調査結果への適切な対応を怠った場合、RI会長は適切な措置を求めてRI理事会に通知するものとする。そのような措置には、グループの終結またはその他の適切な制裁が含まれる可能性がある（2021年6月理事会会合、決定177号）。

出典：2019年1月理事会会合、決定119号。2019年10月理事会会合、決定48号、2020年4月理事会会合、決定132号、2021年6月理事会会合、決定177号により改正

26.120.1. 成人のハラスメント方針に関する研修 (Training on Adult Harassment Policies)

現職と次期クラブ会長、ガバナー、地域リーダー、理事は、RIの成人ハラスメント方針と手続について年次研修を受けるものとする。この研修は会長エレクト研修セミナー (PETS) や国際協議会など（ただしこれらに限定されない）行事において実施する（2020年1月理事会会合、決定85号）。

出典：2019年10月理事会会合、決定34号。2020年1月理事会会合、決定85号により改正

26.140. 行動規範(Code of Conduct)

行動規範

ロータリーの中核的価値観：親睦、高潔性、多様性、奉仕、リーダーシップ

この行動規範は、ロータリーの中核的価値観を反映したものであり、ロータリアンおよびローターアクター（世界ほぼすべての国におり、100以上の異なる言語を話す会員）であることに伴う責任を説明したものです。ロータリー会員はこの規範を守り、組織の成長とともにこの規範を発展させていくことに真摯に取り組んでいます。

中核的価値観と同じく、ロータリアンとローターアクターが、互いに、そしてロータリープログラム参加者、学友、プロジェクトのパートナー、地域社会の人びとと接する際に、この行動規範を身をもって示すことが求められます。この行動規範は特に、すべてのクラブ、地区、ゾーン、国際ロータリーの会合、研修、行事をはじめ、会員がロータリーを代表するあらゆる場において、および My ROTARY とソーシャルメディアにおいて適用されます。

期待事項

すべてのクラブ会員、およびロータリープログラムの参加者、学友、プロジェクトのパートナー、ロータリー代表者を含む参加者は、この行動規範を遵守し、他者に配慮し、誰もが尊重され大切にされる協力的かつ前向きで健全な環境に寄与することが求められています。

他者を尊重する言葉を使う

- 初対面の人には自己紹介をし、希望する人称代名詞（he/him/his, she/her/hers, they/them/theirs）など、自分を指す際にどのような言葉が使われることを望むかを説明する。人の呼び方は、言いやすいニックネームではなく、本人が希望する名前と呼ぶ。
- 大勢のグループの前で話す際には、ジェンダーの前提を避けるために、中性的な言葉を使う。

- 相手への理解を深めるために、アクティブリスニング（積極的傾聴）を実践する。
- 言葉の使い方を意識し、地域にあわせて順応させる。ある言葉遣いが、文化によって容認される場合もあれば、容認されない場合もある。
- 文化によって翻訳不可能な俗語・隠語や慣用句の使用を避けたり、その意味を丁寧に説明したりすることで、ロータリーの多様な文化と言語を共有する
- わかりやすく話し、すべての人が理解できない可能性のある略語や専門用語は避ける。
- 相手の文化的背景、信仰、性的指向、ジェンダー、その他の特性に関心がある場合には、こうした情報を共有することに抵抗がないかどうかを尋ねる。そのトピックが会話の内容と関連がない場合、尋ねるのを控える。
- 世代間の対話を促す雰囲気を助長し、人を年齢で言い表すのを避ける。

サポートを示す

- 他者の味方・擁護者となり、必要だと思われる場合には介入する心構えをもつ。
- 不適切な行為を見たり聞いたりした場合、その影響を受けた人をサポートする形でその行為に対処する。
- ロータリー会員としてこの行動規範を守り、これに沿った文化をクラブで築き、問題が起きた場合はこれに対処する。

温かく迎えるインクルーシブな環境を助長する

- バリアフリー対策ができていない会場、同時通訳、字幕、および／または筆記、そのほかのリソースを必要に応じて提供することによって、直接対面式またはオンラインで実施するいかなる会合、行事、活動にも、すべての会員と参加者が全面的に参加できるようにする。
- クラブまたはプログラムの慣習を見直し、特定のグループに対して侮辱的または排他的な活動は中止または変更する。
- 温かく迎える環境をつくり、対話、プロジェクト、行事にすべての人を含める。
- 可能な限り、アイコンタクト、表情、口調、個人空間、ジェスチャー、(体の)姿勢といった非言語的なコミュニケーションに注意を払い、それがいかに人と接する能力や共感する能力に影響するかを意識する。
- さまざまな宗教における重要な日を認識し、それらの慣習に従っている人びとが参加できるように配慮した形で行事や活動の予定を組む。
- 人の食事制限や健康上の制限について知っておく
- クラブと地区でリーダー的役割を担う機会をすべての人に開く。または、地域社会のパートナー団体と関わりあう。

多様性を重んじる

- 障害者に対するクラブでの認識、理解、受容を高める。
- 一つの文化や宗教と関連する奉仕プロジェクトや行事ばかりを実施するのではなく、多様な文化や宗教の行事を祝う。
- 多様性と関連する重要な日を認識し、尊重する。
- 特定の人びとを固定概念にあてはめたり、からかったりすることを避ける。
- 異なるジェンダーを認識し、尊重する。

行動規範に関する質問と懸念

行動規範に関する質問や懸念、または行動規範に反する行為があったと感じた場合、Eメールでご連絡ください（DEI.Inquiries@rotary.org）。

成人ハラスメントの問題

ロータリー章典に従い、ロータリーは現在、会合、行事、活動においてロータリアンまたはローターアクターがかかわるハラスメントの問題を報告するための以下の方針を定めています：

ロータリーは、いかなる形のハラスメントもない環境を維持することに力を注いでいる。ハラスメントとは大まかに定義すると、個人またはグループを、あらゆる特性 1（年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認）に基づいて、言葉であれ身体的であれ、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す。成人がかかわるハラスメントのいかなる申し立てについても通知を受けた場合、またはハラスメントを受けたと感じた場合、以下のステップに従ってください：

1. 身の安全が脅かされていると感じる場合は、警察に相談する。
2. クラブ役員（クラブ会長または幹事）、地区リーダー（地区ガバナーまたは地区ガバナーエレクト）、あるいはゾーンのリーダー（RI 理事）に通知する。
3. 問題について国際ロータリーのクラブ・地区支援室（cds@rotary.org）に報告する。
4. 青少年がかかわるハラスメントまたは虐待の申し立てはすべて、72 時間以内に国際ロータリーに報告（youthprotection@rotary.org）しなければならない。

ここに挙げられた特性は、ロータリー章典「会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境」からの引用です。ロータリー章典が改訂された場合、この行動規範も改訂されます（2021年11月理事会会合、決定34号）。

出典：2021年6月理事会会合、決定184号

41.050.7. 国際ロータリーへの報告 (Reporting to Rotary International)

事故、死亡、早期帰国、犯罪、虐待やハラスメント（嫌がらせ）の申し立てなど（ただしこれに限るものではない）、すべての事態は、この事態の報告を受けてから 72 時間以内に、RI に報告するものとする。72 時間以内の RI への事態報告を怠った場合、地区の青少年交換への参加資格の停止、または順守不履行について事務総長により決定されたその他の措置が実施される場合がある。RI 理事会は、個人、クラブ、地区が、適時の報告を故意に行わなかったことを知った場合、クラブを終結させる場合がある。地区は、事務総長が定める認定要件に従って、学生のデータを RI に提出するものとする（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.050.19. ボランティアの研修 (Volunteer Training)

本プログラムに関与するすべての成人（ロータリアンおよびロータリアン以外）、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の人々（ただしこれらの人々に限らない）は、プログラム運営、規定、および虐待とハラスメントの認識と予防に関する情報を含む研修を受けなければならない（2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号）。

出典：2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号。2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2019 年 10 月理事会会合、決定 58 号により改正

41.060.3. RYLAファシリテーター (RYLA Facilitators) (新設)

RYLAにおけるファシリテーターは、性的ハラスメント、虐待防止、およびD多様性、公平さ、開放性 (DEI) に関する研修を受講しなければならない。また、未成年者が参加するRYLAに関して、ファシリテーターは、国際ロータリーの青少年保護方針および地区青少年保護方針に関する研修も受講しなければならない（2021年1月理事会会合、決定84号）。出典：2021年1月理事会会合、決定84号

第5章 ハラスメントに対する対応

あなたがハラスメントを受けたと感じた場合は、

● 身の安全が脅かされていると感じたら、警察に相談する

一番大切なのは、あなたの身の安全です。重大なハラスメントを受けた場合は、警察に連絡しましょう。犯罪行為の申し立てがあったら、警察に連絡する必要があります。

● クラブ理事会、地区リーダー、ゾーンリーダーなど適切な人に伝える

クラブまたは地区の誰かからハラスメントを受けた場合、または、ロータリー行事でハラスメント行為があった場合には、起きた場所に応じて適切な人に伝えてください（クラブ理事会、行事責任者である地区リーダー、担当するゾーンのリーダーなど）。ロータリー行動グループまたは親睦活動グループが運営する行事や活動でハラスメント行為があった場合、グループの委員長またはリーダーシップチームのメンバーに報告してください。

● 国際ロータリーに報告する

国際ロータリーの行事（国際協議会、国際大会など）で起きたハラスメントの申し立ては、国際ロータリー世界本部に報告してください。

地区ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、理事、管理委員によるハラスメントに関する申し立ても、ロータリー世界本部に報告しなければなりません（その場合は **クラブ・地区支援室**の職員にご連絡ください）。

それ以外のハラスメントについては、クラブ、地区、ゾーンのリーダーのいずれかに報告します。報告したにもかかわらずこれらのリーダーが対応しなかった場合には、クラブ・地区支援室の職員にご連絡ください。職員が該当する地区とゾーンのリーダーに連絡を取り、さらなる調査を行って問題解決を促すようリーダーに求めます。

性的虐待、セクシャルハラスメント、またはその他の道徳的に卑劣な行為を行ったことを認め、有罪判決を受け、またはそのような行為を行ったことが知られているロータリアンまたは一般のボランティアは、ロータリーの枠組みで青少年と一緒に活動することが禁止されなければなりません。

申し立てへの対処

クラブ、地区、ゾーン、行動グループ、親睦活動グループのリーダーは、ハラスメントの申し立てに対して迅速に対処しなければならず、申し立てを行った人への報復があってはなりません。

ロータリーは、このような申し立てへの対応を行う委員会を設置することを、これらのリーダーに強く奨励しています。地区は、地区の行動規範、ならびにクラブ内、会員間、その他のロータリー参加者との間で起こるハラスメントの防止と対処に関する方針を定めるべきです。この方針には、ハラスメントではあるものの犯罪行為とは見なされない場合にどう対処すべきか、青少年との接触をどのくらいの期間禁じるかなどを具体的に定めるべきです。性的ハラスメントが発覚した場合、青少年との一切の接触を禁じる必要があります。手続きの透明性を保つことは、ハラスメント防止の第一歩となります。

犯罪性のある行為の申し立てはすべて、警察に連絡しなければなりません。会員は常に調査や捜査に協力すべきであり、妨害すべきではありません。報告された事態や言動に直接関わった人は、その件に関する調査や決定にかかわるべきではありません。

青少年がかかわるハラスメントの申し立てはすべて、72 時間以内に国際ロータリー (youthprotection@rotary.org) に報告しなければなりません。

ロータリーのさまざまなレベルにおける責務

● 会員の責務

ハラスメントのない環境づくりは、全会員の責務です。ハラスメントと思われる状況を目にしたら、その行為がロータリーの方針に反することを本人に伝えてください。懸念がある場合は、クラブや地区のリーダーに伝えてください。ハラスメントを黙認することは、それを許容することと同じです。

● クラブ理事会の責務

行事や活動中のハラスメントの申し立てについては、クラブ理事会またはそのために任命された委員会が調査を行います。理事会または委員会は、迅速に（通常 1 カ月以内）に回答します。

ハラスメントを行ったとされるのがクラブ理事会メンバーである場合、その人は理事会による調査や話し合いに参加すべきではありません。

ハラスメントを報告したにも拘わらず、理事会または委員会がこれに適切に対処していないと感じた場合には、その件を地区ガバナーまたはハラスメントの申し立てを扱う地区委員会に報告してください。

● 地区の責務

行事や活動におけるハラスメントの申し立ては、ガバナー、またはガバナーがその目的で任命した委員会が調査を行います。ガバナーまたは委員会は、迅速に（通常 1 カ月以内）に回答します。

ハラスメントを行ったとされるのが地区ガバナーである場合、直前ガバナーまたは委員会が申し立ての内容を調査し、申し立てを行った人に返答します。また、ハラスメントを行ったとされるのがガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーである場合には、クラブ・地区支援室にも連絡する必要があります。

ハラスメントを行ったとされるのが地区リーダー職にある人である場合、その人はその件の協議に参加すべきではありません。

ハラスメントを報告したにもかかわらず、ガバナー、パストガバナー、委員会がこれに適切に対処していないと感じた場合、その件を RI 理事に報告してください。

● ゾーンの責務

行事や活動中のハラスメントの申し立ては、RI 理事、または RI 理事がその目的で任命した委員会によって調査が行われなければなりません。理事または委員会は、迅速に（通常 1 カ月以内）に回答しなければなりません。

ハラスメントを行ったとされるのが RI 理事である場合、直前理事または委員会が調査を行い、申し立てを行った人に回答します。また、申し立てられたのが RI 理事、理事エレクト、理事ノミニーである場合には、RI 会長にも報告しなければなりません。

ハラスメントを行ったとされるのが RI 理事である場合、その理事は協議に参加すべきではありません。

ゾーン役員にハラスメントを報告したにもかかわらず、役員がこれに適切に対処していないと感じた場合、その件を RI 会長に報告してください。

- **行動グループと親睦活動グループの責任**

ロータリー行動グループまたはロータリー親睦活動グループの行事や活動におけるハラスメントの申し立ては、グループまたはこの目的のために任命された委員会が審査しなければなりません。委員会は、妥当な期間内（通常 1 カ月以内）に回答しなければなりません。

グループの理事会または委員会のメンバーが申し立ての対象である場合、その人はこの話し合いに参加すべきではありません。

行動グループと親睦活動グループは、会員に対するハラスメントの申し立てがあった場合、関連するクラブ会長と地区ガバナーに通知しなければなりません。

行動グループや親睦活動グループのリーダーにハラスメントを報告したにもかかわらず適切に対処されていないと感じた場合、適切な書類を添えて、その懸念を RI 会長に伝えることができます。行動グループや親睦活動グループがハラスメントの指摘に適切に対処していない場合、RI 会長は、RI 理事会に適切な措置を要請することになります。

ハラスメントの報告にどう対処するか

ハラスメントの申し立ては、常に深刻にとらえる必要があります。

- **すべての報告に真摯に対応する**

ハラスメントを報告した人には、ハラスメントを一切容認しないというロータリーの方針を伝えてください。可能な対処方法の選択肢を伝えた上で、調査を行うことを希望するかどうかを本人に尋ねてください。

- **申し立てについて適切な人または委員会に報告する**

状況から判断して適切であれば、ハラスメントの申し立てを行った人が警察に連絡した場合にはこれをサポートすると伝えてください。

申し立てに公正かつ迅速に対応するため、クラブ、地区、ゾーン、行動グループ、親睦活動グループでも調査委員会を設置すべきです。そのような委員会がない場合、クラブ会長または地区ガバナーに連絡しましょう。

- **疑いのある人を青少年活動から除外する**

関係者全員を守るため、またロータリーの青少年保護方針を守るため、性的虐待またはハラスメントの疑いをかけられた人については、その件が解決するまで青少年との接触を含む活動から除外しなければなりません。この措置は、青少年を守るためだけでなく、さらなる申し立てからその人を守るためでもあります。

- **申し立ての内容を吟味し、誰から話を聞くかを決める**

申し立ての内容を吟味し、誰から話を聞くかを決めましょう。関係者すべてから聞き取りを行うべきです。特に、ハラスメントの申し立てを行った人、ハラスメントを行ったとされる人、それを目撃した人から話を聞くことが大切です。聞き取りを拒む人、または連絡しても返答がない人がいる場合、その旨を報告書に含めてください。返答がない場合、少なくとも 2 種類の方法で 3 回は連絡すべきです。直接会う代わりに、電話やビデオ会議を

使うこともできます。どのような手段であれ、聞き取りの際には詳細なメモを取りましょう。

● 徹底した調査を行う

まずは申し立てを行った人と話し、次の点を尋ねます

何が起きたのか。

1. 目撃した可能性のある人は誰か
2. どのような対応を望んでいるか（例：地区による対応など）。

次に、ハラスメントを行ったとされる人と話し、申し立てがあったことを伝えます。何が起きたのかを尋ね、それを目撃した可能性のある人の名前、およびそのようなハラスメントがなかったことを示す文書や証拠があれば提出するよう求めます。

目撃者についても同様のアプローチをとります。事実を集めることを目的とした質問にとどめます。「なぜ起きたのか」といった質問は、申し立てを行った人の不名誉や批判につながりかねないため避けてください。

直接目撃した人から話を聞くのが理想的です。双方の当事者だけから話を聞いても、その内容がまったく異なる（時には正反対である）可能性があります。目撃した第三者の話によって、事実に近い結論を導くことができます。

目撃者がいない場合、双方の当事者から話を聞いた上で、どちらの証言により信ぴょう性があるか、実際に何が起きたのかを判断する必要があります。これは非常に難しいことであるため、この判断は個人ではなく、調査委員会が行うのが理想的です。

調査委員会の設置

個人ではなく委員会が調査を行った上で必要な措置を判断すべきであることをご説明しました。ハラスメントが起こる前にそのような常任委員会を設置しておくことは、手続きの透明性を保つ上でも重要となります。クラブの委員会は3名程度、地区の委員会は3～5名程度が推奨されています。

● 調査委員（会員または一般の人）人選のポイント：

- ◇ 警察官、ソーシャルワーカー、メンタルヘルスのカウンセラーなど、ハラスメントの申し立てを仕事で扱ったことのある人
- ◇ ハラスメントのない環境づくりに熱心な人
- ◇ 客観的な視点で調査に徹することができる人

委員となる意欲がありながらハラスメントの調査の仕方がわからない人がいる場合、この分野の専門家や地元警察署の人を招き、講習をしてもらおうとよいでしょう。

委員会の設置と委員の研修が済んだら、委員会とその責務内容を会員と地区リーダーに伝えましょう。

● 調査結果を報告書にまとめ、推奨事項を含める

一連の聞き取りが終わったら、結論を含む報告書を作成します。この結論に基づき、すべての関係者の安全を守るためにさらなる措置が必要かどうかを判断します。この措置には、ハラスメントを行った人を退会処分とする、役職からの辞任を求める、青少年関連活動への参加を禁じる、などがあります。

同じようなハラスメントが二度と起きないように、報告書には今後の推奨事項（当事者間の話し合いの仲裁をする、クラブの行動規範を作成する、など）を含め、これらが確実に行われることを確認してください。

調査結果は地区で保管してください。ハラスメントを行った人による今後の青少年活動への参加を禁止すべきだと地区が判断した場合、または方針によってそのような禁止または退会が義務づけられている場合は、国際ロータリーにその旨通知してください。

ハラスメント相談窓口の設置

ハラスメントが発生した事実の把握や適切な対応を行うことが、ハラスメント相談窓口を設置する目的です。

ハラスメントを受けた場合でも相談しやすい体制を整備していれば事実を確認した上で対処できるため、ハラスメントによる被害を抑えやすくなるだけでなく再発を防ぐことも可能です。

相談した事実が外部に広がり、ハラスメントの被害を受けた者が不利益にならないようにするためにも、ハラスメント相談窓口を運用する際は相談者のプライバシーを守らなければなりません。

被害者の個人情報はもちろん、相談内容を公表することのないように注意する必要があります。相談者が安心して相談できる体制を整備するためにも、相談を受けた内容や相談者に関する情報管理を厳重に行うことを委員会内で周知しておきましょう。

内部相談窓口

内部相談窓口とは、委員会の人材を活用して設置したハラスメント相談窓口のことです。相談窓口を設ける際は、少なくとも実際に窓口になる担当者に男女各1名と責任者1名の3名を配置するのが理想的です。

メール相談窓口：各部門別に相談窓口および相談員3名を配置する

青少年奉仕委員会	青少年プログラム全般
青少年交換委員会	青少年交換学生（日本語と英語対応）
米山記念奨学委員会	米山奨学生（日本語と英語対応）
ローターアクト委員会	ローターアクト委員会

外部相談窓口（委託）

ハラスメント相談窓口を地区内に設置せずに外部相談窓口を設置して、運用を外部に委託することもできます。

委託先として、ハラスメント対策に対応できる専門家や外部サービスを選びましょう。また、契約を締結する際は、相談者のプライバシーを守るために情報管理に関する取り決めをしておくことも大切です。

会員の退会措置を取る

クラブは、性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められた会員を退会させなければなりません。ハラスメントが理由で退会となった会員はすべて、クラブ・地区支援室の職員に報告しなければなりません。性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたロータリアン以外の人は、青少年がかかわるロータリー活動に携わることを禁じなければなりません。クラブは、性的虐待またはハラスメントに携わったと分かっている人を入会させることはできません。

そうと知りながらそのようなロータリアンをクラブが退会させなかったと RI 理事会が知った場合、理事会はそのロータリアンの会員身分とクラブの加盟身分を終結することができます。

● 会員身分の存続に関する RI 定款と標準ロータリークラブ定款の規定

クラブ会員が、会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、これらの告発が立証された場合、あるいは当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合は、クラブ理事会は、直ちに、会員身分の一時保留を検討すべきでしょう。

またクラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、クラブ理事会は、当該会員の身分の終結を検討することが求められています。会員身分の終結ならびに一時保留の要件は下記の通りです。

第 13 条 会員身分の存続

第 5 節 — 終結 — その他の理由。

(a) 正当な理由。

理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

(b) 通知。

理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第 10 節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、 および、

(c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、 および、

(d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

ただし、会員の資格要件は下記の通りです。

RI 定款

第4条 会員

第2節 — クラブの構成。

(a) クラブは、以下のような成人によって構成される。

1. 善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示す
2. 事業、専門職務、職業および／または地域社会でよい評判を受けている
3. 地域社会および／または世界において奉仕する意欲がある

標準ロータリークラブ定款

第8条 会員身分

第1節 — 全般的資格条件。

本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

ただ、警察、被疑者、被害者等関係者から詳しい情報が得られず、真相が判らない場合もあります。

しかし、地区委員会およびロータリークラブ出来る限り情報を収集し、早期に対応することが求められています。（一時保留措置 ⇒ 会員身分の終結）
起訴猶予となった場合でも、捜査機関が犯罪の嫌疑がない（無実である）という判断をしたわけではないため、ロータリークラブとしてどのように対応すべきか、収集した情報をもとに判断することが求められることとなります。

クラブからのハラスメント報告に対する地区危機管理委員会の対応と立場

クラブからのハラスメント報告に対する地区危機管理委員会の対応と立場について記載します。

[対応]

- ① 事実だけを正確に早くガバナーに報告・相談する。
(関係者から情報を入手し、直ぐに臨時危機管理委員会を開催する。 憶測で話さない。)
 - ・ロータリーの活動か？
 - ・成人（18 才以上）か？
- ② クラブ内で解決できるか？ロータリーの運営・活動はクラブが主体であり、ハラスメントが発生した場合もクラブ内で解決することによってクラブの浄化につながる。
- ③ ガバナーの責務はクラブを支援することであり、軽々にクラブに指示をすべきではない。
- ④ 日本の法律を優先し、次に RI の規定に対応する。
- ⑤ ロータリーの行動規範を遵守する。
- ⑥ 地区方針を地区内で情報共有する。（研修セミナーを実施する。）

まとめ

すべての申し立てをクラブ、地区、ゾーン、行動グループ、親睦活動グループのリーダーが深刻にとらえることが極めて重要です。
例会やロータリーの行事は、誰もが快く安心して参加できる場所であるべきです。

そのためには、ハラスメントの方針を全会員に伝えることが求められています。
さらに、ハラスメントの申し立てを調査する委員会や機関を設置したり、懸念があればいつでも相談することができる窓口を設置することが奨励されています。

第6章 不祥事の公表とマスコミ対策

不祥事を公表するかどうかの判断基準とレピュテーション管理のポイント

レピュテーションの維持・向上を目指すため、組織は「誠実性=Integrity」と「適切なコミュニケーション」を行動指針とすべきです。これらを実現して社会からの信頼を得るためには、会員のために必要な情報は自ら公表し、事実関係、発生原因、再発防止策などを十分に説明して透明性を高めることが重要となります。

実際に公表を要するかどうかの判断には「会員とロータリーの適正な利益を守るために必要な情報であるか否か」という目線が必要になりますが、不祥事の当事者である会員が適切な判断を下せるかは疑問ですので、クラブ役員、地区役員、弁護士や地区危機管理委員会等など、第三者的な意見を参考に判断を下すことが適切でしょう。

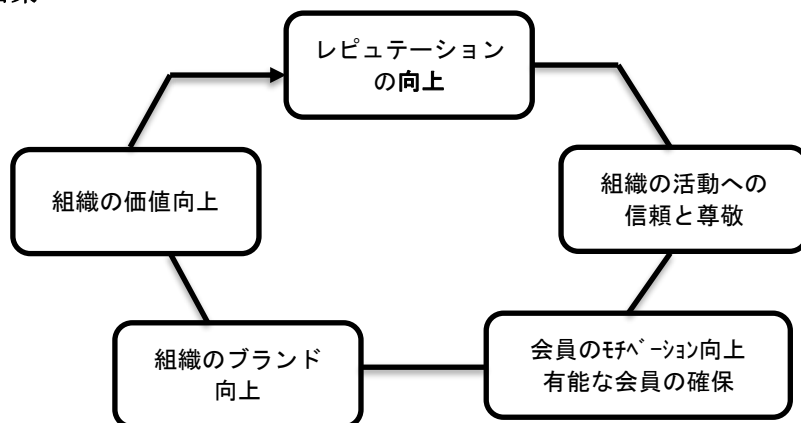
レピュテーションを向上させる局面

レピュテーションとは、「評判・世評」のことです。

昨今、不祥事に見舞われた組織が、まずい広報対応をしてしまい、「レピュテーションを落とした」と評価されるような事態も生じています。このため、多くの組織では、こういった事例を他山の石として、組織の「レピュテーションリスク」対応体制を整備するべく努力を続けています。もっとも、この場合には、万が一の事態が生じた場合に、レピュテーションの低下、活動へのマイナスをいかに最小限に食い止めるか、というリアクションの方向性で議論されることが多いと思われます。

レピュテーションが高い組織は、社会からの高い信頼・尊敬を得ることが可能となり、優秀な会員の獲得、組織ブランド価値向上に結び付きます。次に、これらから生まれた総合的な価値の増加が、新たな社会からの評価、信頼を呼び込むことにつながり、再び、レピュテーションの向上に期待が持てるようになります。

好循環



このように、組織は、レピュテーションを適切に管理することにより、上記のような好循環による恩恵を受けることが可能となります。この意味で、レピュテーションは組織に計り知れないプラスの影響を与える重要な無形資産であると捉えるべきです。

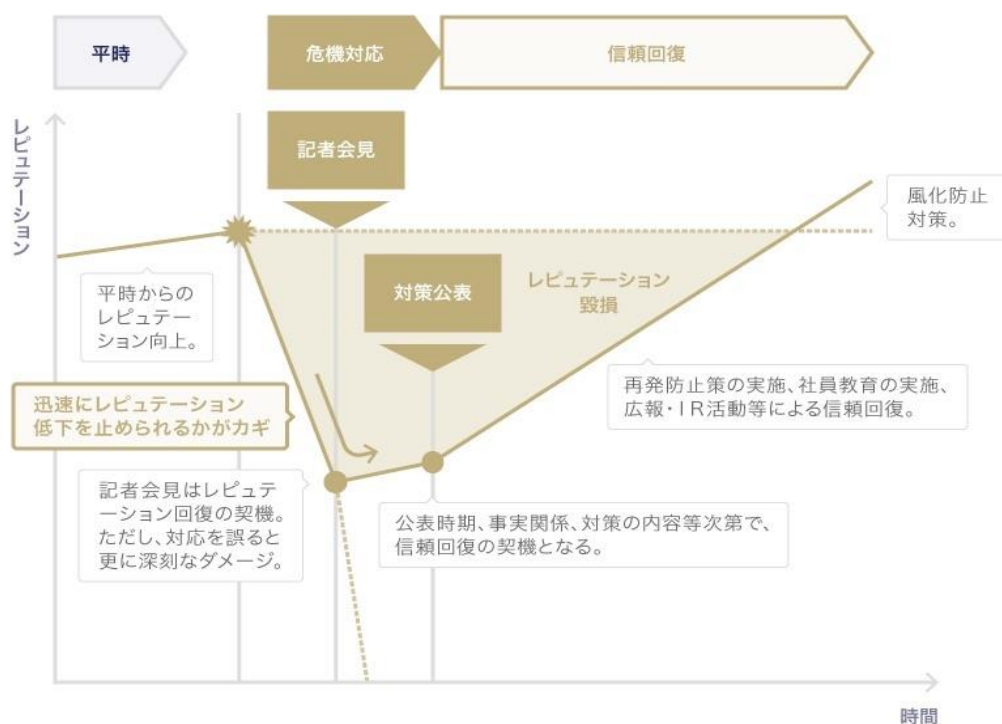
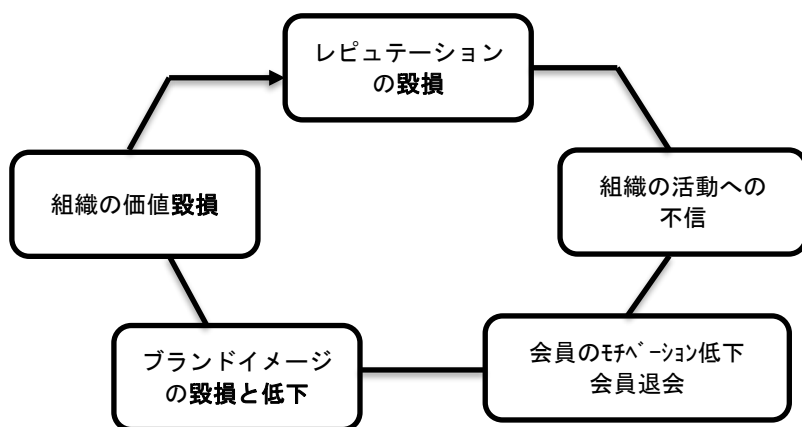
このため、組織としては、緊急時におけるレピュテーションの低下を防ぐ、というリアクションのことばかりを考えるのではなく、平常時から、積極的な行動によってレピュテーションという資産の維持・向上に向けた努力を続け、適切に管理する必要があります。

危機発生時の局面

一方、ひとたびレピュテーションを大きく毀損する事態が発生すれば、ロータリーへの信頼度は一気に低下します。これに対し、迅速かつ有効な対策を取ることができないまま放置すれば、会員の士気の低下・退会やロータリーブランド価値の毀損を招き、次には組織の価値の毀損に結び付き、これがさらなるレピュテーションの低下を招くという「負のスパイラル」に落ちることとなり、クラブのレピュテーションを長年にわたって毀損し続けることとなります。

負のスパイラル

レピュテーション・マネジメント（有事対応の場合）



出典：経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（グループガイドライン）」
（2019年6月28日策定）97頁より引用、修正。

不祥事は、このようなレピュテーションにおける負のスパイラルの代表的な入り口といえるでしょう。そして、ひとたび負のスパイラルに入ってしまうと、転がり落ちていく状況をコントロールすることはきわめて困難です。もし、そのような事態に直面した場合には、状況を漫然と放置して状況を悪化させたり、自らの失策で落ちていくスピードを加速させたりしないように、迅速・的確な対処が必要となります。

では、クラブとして、どのように行動すべきでしょうか。

その指針となるのは、「誠実性＝Integrity」と「適切なコミュニケーション」です。

前述のように、レピュテーションは、社会一般から当該企業に対する評価の集積から成り立っています。社会一般の評価というのは、すなわち、社会に存在する個人の感情の積み重ねです。そして、個人と個人の間の信頼関係は、誠実な人柄と適切なコミュニケーションにより形成されることと同様、個人と組織の間の信頼関係もまた、組織の誠実性と社会とのコミュニケーションの在り方に大きく左右されるのです。

不祥事を自ら公表するかどうか

たとえば、未だ明るみになっていない不祥事を発見した場合にありがちな、最も間違った対応は、「隠ぺい」です。そして、事実が社会に明るみになったときにありがちな間違った対応は「ごまかし」です。隠ぺいや、嘘をつくこと（ごまかしは嘘をつくことと同一視されるでしょう）は、それが故意に基づく行動であると否とにかかわらず、人の信頼を大きく損ねる行動の代表例です。

組織において、自己に不利益な情報を自ら開示するという選択がきわめて難しいことは理解できます。しかし、インターネット・SNSなどの発展により個人の情報発信力が強化され、これに伴って組織に対するメディア・社会からの監視が強まっている現代においては、すべての不祥事はいずれ世の中に知れ渡るものだと覚悟する必要があります。このようななかで、仮に、不利益な情報を隠ぺいした事実が発覚すれば、後日に受けるダメージは計り知れないものとなります。

結局、不祥事に直面した組織が社会に誠実性を示すためには、社会に必要な情報については自ら公表し、問題となっている事案の事実関係、発生原因、再発防止策などを併せて説明して透明性を高めることが重要です。

とはいえ、事案の性質や社会への影響の大小に関わりなくすべてを公表することは非現実的です。実際に公表を要するかどうかは、当該問題にかかる情報が「会員の適正な利益を守るために必要な情報であるか否か」という基準に従い、会員目線で判断すべきでしょう。ただし、この点について、当事者である会員が適切な判断を下せるかどうかは疑問が残りますので、客観的な立場からの意見が必要となります。

クラブ役員、地区役員や弁護士や、危機管理委員会の専門家など、第三者的な立場の関係者に正しい情報をシェアし、その意見を参考にして判断を下すことが好ましいでしょう。

「社会的責任」か、「法的責任」か

なお、公表するかどうか、公表するとしてどのような内容にするかを検討するにあたっては、法的責任の問題をレピュテーションの対立利益として意識すべきではありません。

クラブの法的責任の回避・限定を優先し、情報を一部隠ぺいしたり、公表する相手先を限定してはどうか、いったい意見がクラブ内や外部の第三者から出ることがあるかもしれません。

しかし、このような態度は、「誠実性」や「適切なコミュニケーション」とはかけ離れた態度です。クラブが、目の前の法的責任（賠償責任と言い換えることもできる）の回避

を優先して情報を隠匿する行動に出れば、将来のレピュテーションに与えるマイナスの影響は格段に大きくなります。これは、たとえば、質問に対して「ノーコメント」と返答するような場合も同様です。「係争中であること」や「事実確認中であること」などを理由とする場合も見られますが、どのような理由をつけたとしても、社会からは、情報の隠ぺい、虚偽事実の発表、責任回避であると捉えられてしまう危険があります。

不祥事発生時に組織が向き合うべきは社会的責任であって、法的責任ではありません。

組織は、自らが起こした不祥事に対する社会的責任と誠実に向き合わなければなりません。そのために、一時的には大きな法的責任、経済的ダメージを負う事態になったとしても、適切な社会的責任を果たしてレピュテーションの低下を最低限に食い止めることができれば、その後のV字回復につなげることも十分に可能なのです。

記者会見を想定した危機管理広報訓練（メディアトレーニング）

対策訓練や危機対応・緊急事態対応に関する研修などを実施して、緊急事態の時にミスをしなないように、平時から備えておくことが重要です。

ロータリーに関する不祥事が発生した場合、マスコミから対応を求められるケースがあります。おもに下記の2つのケースが想定されます。

不祥事の公表とマスコミ対応

マスコミから対応を求められる場面

逮捕・勾留 ————— 起訴（または不起訴） ————— 判決

①マスコミ取材

②マスコミ記者会見

不祥事の公表とマスコミ対応の事前の対応

不祥事の公表とマスコミ対応のための事前の対応として、クラブや地区は、あらかじめ広報担当を決めておく必要があります。地区の場合は、地区危機管理委員会が対応します。クラブ会長、地区ガバナーは、事件が決着した時のみ、公式発表することになります。

不祥事の公表とマスコミ対応 ①

逮捕・拘留 ————— 起訴

マスコミ取材

マスコミ取材時の対応として、広報担当者以外のロータリアンは、発言は一切しないことが肝要です。とくに、記者からの誘導には注意する必要があります。

発言する場合の注意事項

○	×
事件発生を「認識している」	事実を把握している
事実のみを正確に答える	推測・憶測・希望的発言は絶対にしない
マスコミが取材を要求した場合はできるだけ早く公式に発表する	

不祥事の公表とマスコミ対応 ②

起訴 ————— 裁判

マスコミ記者会見

マスコミ記者会見時の対応

誰が	クラブの広報担当者または地区危機管理委員長が対応する ※ガバナー、ガバナーエレクトは対応しない
何を	世間を騒がせたことへの謝罪する ロータリーの活動についてのみ説明する
どのように	弁護士や、事件について詳しい人をアドバイザーとして 陪席してもらい、記者からの質問について相談ができるようにする

まとめ

ロータリークラブ会員の不祥事における対応の主体はクラブとなります。
事件が発覚した場合、クラブ理事会はロータリーの組織規定ならびにロータリー章典に従って、速やかな対応を取ることが求められています。

ロータリアンの不祥事における対応の主体はクラブです！

最も重要なことは、事故・事件をいかに事前に防ぐか
(予防-リスクマネジメント) です。
平時からの備えについて研修を継続し、
全てのロータリアンが危機への正しい理解を持つことです。
ロータリーは単年度制であり、また社会環境の変化に
対応するためにも研修が重要です。

第7章 シナリオ演習

誰もが安心して参加できるクラブの土台を築くには、ハラスメントが容認されないことを会員に強調して伝え、ハラスメントの報告を直ちに調査することが重要です。ハラスメントに対応する必要性が生じた場合に備え、以下の各シナリオについて、**最も適切な対処法と思われる答えを選んでください。**

Q1:

あなたはクラブ会長です。ある女性会員が、クラブの行事で一人の男性から身体を触られたとあなたに伝えました。この女性会員は、この件について理事会や警察には話したくないと言っています。最も適切な対処法はどれでしょうか？

- ① 打ち明けてくれたことに感謝した上で、どのような対応が取られることを望んでいるかを尋ねる。
- ② 誰にも伝えたくないという本人の意向を尊重する。
- ③ ロータリーがハラスメントを一切許容しないことを伝える。警察への連絡を強く勧め、再発防止のために調査を行いたいと伝える。

答え①

Q2:

RI 理事であるあなたに、ある女性の地域リーダーから連絡がありました。この地域リーダーは、ロータリー研究会中に、ガバナーノミニーから SNS 上で中傷的なコメントを投稿されたと言い、ガバナーノミニーから謝罪を受けること、ガバナーノミニーが懲戒処分となること、およびこのガバナーノミニーのリーダーとしての適性を判断するために調査を行うことを求めています。あなたはどうしますか？

- ① 調査を行う（SNS 投稿内容の確認、地域リーダー、ガバナーノミニー、ガバナーエレクト、現ガバナー、その他の関係者からの聞き取りなど）。
- ② ガバナーノミニーに連絡し、SNS 投稿の削除と謝罪を求める。
- ③ 地域リーダーとガバナーノミニー間の話し合いの仲裁役を務め、この件の解決を図る。

答え①

Q3:

あなたはクラブ会長です。あなたが出席しなかった地元のロータリー行事でほかの会員から公の場で中傷されたと、ある男性会員があなたに訴えてきました。この男性は、相手の会員を懲戒処分とするよう求めています。あなたはまず何をすべきですか。

- ① 自分はこの行事に出席していなかったなのでこの件は解決できないと伝える。
- ② 調査を行うことを伝えた上で、目撃した可能性のある人の名前など、詳細を文書にしてもらう。
- ③ この件について先方と話し、このような言動が不適切であると指導することを伝える。

答え②

Q4:

あなたのクラブでは、例会に他クラブの女性会員を招き、プロジェクトについての卓話をしてもらうことになりました。卓話の間、あなたと同じテーブルに座っていた男性会員の一人が、この女性会員を見下すような発言をし、卓話の内容がくだらないと述べました。発言を慎むよう会長から言われた男性会員は、自分の席でブツブツと話し始め、ほかの会員の集中を妨げています。気分を害した女性会員は、卓話を早めに切り上げてしまいました。あなたはどうしますか？

- ① 卓話を集中して聞きたいから静かにするよう求め、卓話を行う人を尊重すべきであることを伝える。卓話を聞きたくないなら退出するよう求める。
- ② 何もしない。このような言動に対して指導を行うのは、クラブ会長の役割である。
- ③ 卓話が終わった後で、そのような言動は規律を乱し、卓話をする人にとって無礼であると男性に伝える。卓話のどのような点に問題があるのかを尋ね、もっと適切な形で対処すべきであったことを伝える。

答え③

この男性が攻撃的・挑発的な態度を取った場合には、さらなる措置が必要かどうかをクラブ理事会で話し合みましょう。

Q5:

あるベテラン男性会員が、クラブで初の女性会員の入会に反対し、女性が入るくらいなら自分は退会すると言っています。この女性会員が入会后、例会でこの男性は女性会員との握手を拒み、一言も口を利こうとしません。さらに、この女性が入会して以来、クラブの評判が下がったと言い出しました。女性会員が卓話をした際には、その内容について否定的なコメントを述べました。このクラブの会員であるあなたはどうしますか？

- ① クラブ会長と話し、このベテラン男性会員がクラブの雰囲気陰険にしていると伝える。
- ② ベテラン男性会員に対し、そのコメントは不適切であり、女性会員の入会に自分は賛成であることを伝える。
- ③ 何もしない。このような状況に介入するのはクラブ会長や理事会の仕事である。

答え②

Q6:

あなたはハラスメントの申し立てについて調査し、クラブ会長がほかの会員にセクハラをしたと判断しました。警察に被害届も出されました。クラブは次に何をすべきですか？

- ① 裁判所による決定を待ち、それに応じて対処法を決める。
- ② その会員を退会処分とし、ロータリーの活動への参加を全面的に禁じる。
- ③ 青少年活動へのこの人の参加を保留とし、例会や行事に出席しないよう求める。

答え②

これが最善の対処法と言えます。まずは本人と直接対話するのが最善です。コメントが不適切であることを指摘した上で、なぜそのようなコメントをしたのかを尋ね、それが不適切であることを指摘しましょう。